

予防接種について



※医療機関に予約をしてお受けください。

持ち物

- 母子健康手帳
- 予診票（赤ちゃん訪問の際にお渡しします）
- マイナンバーカード
（資格確認書等の住所・年齢が確認できるもの）



【医療機関一覧】

予防接種のお問合せ

藤枝市感染症対策課(保健センター)

〒426-0078 藤枝市南駿河台1丁目14-1

【TEL】054-645-1112 【FAX】054-645-2122

【Email】corotai@city.fujieda.shizuoka.jp

☆藤枝市から転出した場合、藤枝市の予診票はお使いいただけません。

(2026年4月 発行)

目次

はじめに	1
1 予防接種とは.....	1
2 定期接種について	2
3 ワクチンの種類と接種間隔.....	2
4 予防接種を受けるにあたり手続きが必要になる場合	4
5 予防接種を受けに行く前に	5
6 副反応が起こった場合の対応	7
7 任意接種について	8

はじめに

赤ちゃんは、さまざまな感染症にかかり免疫をつけながら成長していきます。でも、赤ちゃんがかかりやすい感染症は、かぜのように軽く済む病気ばかりではありません。感染症の中には、確実な治療法がなく深刻な合併症を起こして命を落としたり、後遺症を残したりする怖い病気もあります。これらを防ぐためにもっとも有効な方法がワクチン接種です。

ワクチンで防げる病気(VPD)はみな、こどもたちの健康と命にかかわる重大な病気です。かかると今でも治療が難しく、命にかかわる病気だからこそ、ワクチンが作られました。

ワクチンの目的は、**自分がかからないため、かかっても重症にならないため、人にうつさないため、**があげられます。

私たちの周りには、ワクチン接種前の乳幼児、妊婦、高齢者、白血病や免疫力が弱くなる病気などのためにワクチンを受けられない人が多くいます。ワクチンを接種できる人たちがきちんとワクチンを受けることで、社会全体で VPD の流行を防ぐことができ、このような人たちを VPD から守ることができます。



これ大事！

～予防接種は災害時の備えとしても大事な役割です～

- 災害時の思わぬケガからの感染症に備えることができます。東日本大震災や豪雨災害などでは、予防接種歴のない年代で、ケガから破傷風菌に感染した人が見られました。
- 災害時は、衛生状態の悪化、避難所での集団生活で、感染症の流行の危険が高くなります。
- 災害時は、医療機関の機能が低下するため、感染症にかかった場合、十分な対応ができない可能性があります。



予防接種について、気になること、不安なことは、かかりつけ医師や保健師などにご相談ください。正しい理解の下で接種を受け、お子さんを病気から守りましょう。

予防接種ってなに？
なにを打てばいいの？

どのくらい効果があるの？



【厚生労働省 HP】

左記のホームページも
ぜひ参考にしてみてください！

副反応が心配・・・



1 予防接種とは

ウイルスや細菌などの病原体が体内に入ってくると病気を起こしますが、体には病原体をやっつけて病気を治そうとするしくみが備わっています。このような体のしくみを「免疫システム」といいます。多くの場合、体は入ってきたことのある病原体を覚えていて、次からは病気が起きないようにすばやく対応できるようになります。

ワクチンとは、病原体に対する免疫をつける性質は残しながら、病気は起こさないように病原体の毒性を弱めたり、なくしたりしたものです。

ワクチンを体に入れる（ワクチン接種をする）と、体に大きな負担をかけたり危険にさらしたりすることなく、免疫をつけることができます。ワクチンで前もって免疫をつけておけば、その病気にかからないか、かかっても軽くすみます。その結果、他の人に病気をうつすことも防ぐことができます。

2 定期接種について

予防接種には、予防接種法によって定められた「定期接種」と「任意接種」があります。

藤枝市の定期接種は、市が委託する医療機関で個別接種で実施しています。費用は無料です。小学校入学前までに実施する予防接種は、赤ちゃん訪問でお渡しする予診票を使用し、予防接種手帳に記載のスケジュールに沿って進めてください。（予防接種手帳も赤ちゃん訪問の際にお渡します。）

※ 藤枝市から転出した場合は、必ず転入した市町に予防接種について確認してください。

転出した場合、藤枝市の予診票はお使いいただけません。

※ 法改正により変更となる場合があります。

3 ワクチンの種類と接種間隔

定期接種で使うワクチンには、生ワクチン、不活化ワクチンの2種類があります。任意接種は他に、mRNA（例：新型コロナワクチン）があります。

生ワクチンは生きた細菌やウイルスの毒性を弱めたもので、接種後から体内で毒性を弱めた細菌やウイルスの増殖が始まるため、それぞれのワクチンの性質に応じて、発熱や発疹の軽い症状が出る場合があります。十分な免疫ができるのに約1か月が必要です。

不活化ワクチンは、細菌やウイルスを殺し、免疫をつくるのに必要な成分を取り出して毒性をなくしつくったものです。この場合、体内で細菌やウイルスは増殖しないため、数回接種することによって免疫ができます。一定の間隔で2～3回接種し、最小限必要な免疫ができたあと、約1年後に追加接種をして十分な免疫ができることになります。

しかし、しばらくすると少しずつ免疫が減ってくるので、長期に免疫を保つために、それぞれのワクチンの性質に応じて一定の間隔で追加接種が必要です。



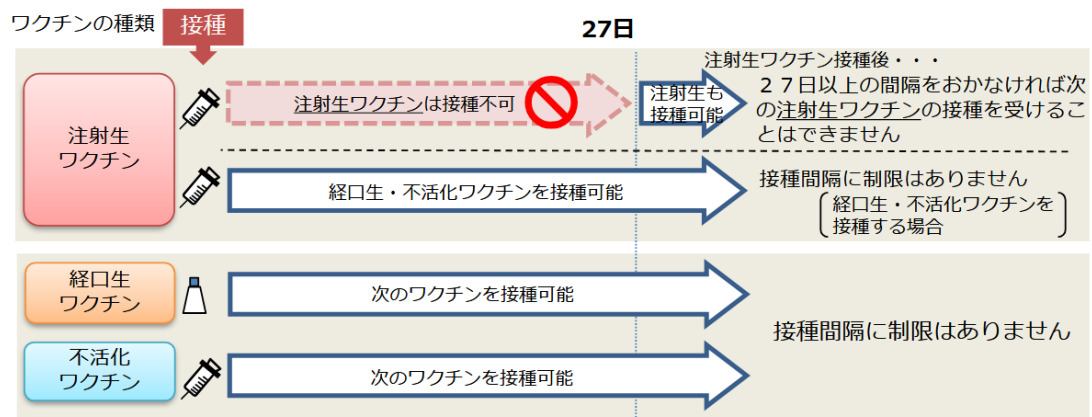
～接種間隔についてのルール～



- ① 同じ種類のワクチンを複数回受ける場合は、ワクチンごとに決められた間隔を守る。
小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルスなど、それぞれのワクチンの接種回数を複数回受ける際の間隔が決められています。

- ② 注射生ワクチンから次の注射生ワクチンの接種は、27日以上の間隔をおく。

注射生ワクチン：麻しん風しん混合、水痘、BCG、おたふくかぜ（任意）



- ③ 違う種類のワクチンで、同時期に受けるものは、同時接種で受けることが可能。

本数や組み合わせの制限はありません。医療機関にご相談ください。

- ④ 発熱や接種部位の腫脹(はれ)がないこと、体調が良いことを確認し、かかりつけ医に相談の上、接種を受ける。

4 予防接種を受けるにあたり手続きが必要になる場合

いずれの場合も接種前に申請手続きが必要です。保健センターまでお問い合わせください。

●委託医療機関(右記の2次元コード)以外で予防接種を受ける場合

接種の際に、市が事前に交付した「**依頼書**」が必要です。

下記2次元コードの申請フォームから依頼書発行申請をお願いします。

※依頼書の交付には、申請から1週間程度のお時間がかかります



【委託医療機関】

市外で接種	○ 県内相互乗入れ医療機関の場合 ⇒ 医療機関に依頼書をご提出いただくことで 無料接種 が可能です。 ※ 相互乗入れ医療機関かどうか不明な場合は、保健センターにお問い合わせください。そうでない場合、「県外等で接種」の手続きとなります。	【申請フォーム】 
県外等で接種	医療機関へ依頼書を持参し、一旦全額自己負担でご接種ください。 翌日から1年以内に「 償還払い 」の手続きをすると、費用の全部または一部*が払い戻されます。 ※ 市の助成金額には上限があります。依頼書に同封の案内をご確認ください。	

病気等により、定期接種が受けられなかった、または再接種が必要となった場合

① 病気の治療で定期接種を対象期間に受けられなかった場合

医師の意見書があれば定期接種として受けることができます。**接種前にご相談**ください。

② 骨髄移植等の理由により、接種済の定期接種の予防効果が期待できないと医師に判断された場合

再接種（任意接種となります）の費用を助成します。医師の意見書が必要になりますので、**接種前の申請手続き**が必要です。接種後の申請手続きで接種費用の払い戻しをします。

（ワクチンごとに上限額があります）



【② 手続きの流れ】

5 予防接種を受けに行く前に



① 一般的注意

予防接種は体調が良い時に受けるのが原則です。安全に予防接種を受けられるよう、保護者の方は、以下のことに注意の上、当日に予防接種を受けるかどうか判断してください。

- ① 当日は、お子さんの状態をよく観察し、普段と変わったところのないことを確認するようにしましょう。お子さんの具合が普段と違うときや、気になる様子があるときは、接種を見合わせるか、かかりつけ医に相談の上、接種をするか判断するようにしましょう。
- ② 受ける予定の予防接種について、必要性や副反応についてよく理解しましょう。
- ③ **母子健康手帳・予診票・マイナンバーカード（資格確認書等の住所・年齢が確認できるもの）**は必ず持って行きましょう。
- ④ 予診票は、**ボールペン**で太枠内を記入してください。（体温は接種医療機関で測り記入してください）
- ⑤ 予防接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている方が連れて行きましょう。**保護者以外（例：祖父母など）の方が同伴する場合は**、保護者が予診票内の**委任状欄**に必要事項を自署にて記入してください。

なお、予防接種の効果や副反応、健康被害救済制度（P.7）について理解した上で、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

② 予防接種を受けることができない子

- ① 明らかな発熱（通常 **37.5℃以上**）をしている子。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな子。
重篤な急性疾患に罹患している場合には、病気の進行状況が不明であり、このような状態において予防接種を行うことはできません。急性疾患であっても、軽症と判断できる場合には接種を行うことができます。
- ③ その日に受ける予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな子。また、鶏卵、鶏肉、カナマイシン、エリスロマイシン、ゼラチン等でアナフィラキシーを起こした既往歴のある子は、これらを含むワクチンの接種は行いません。
- ④ BCG 接種の対象者においては、外傷などによるケロイドの認められる子。
- ⑤ B 型肝炎の予防接種の対象者で、母子感染予防として、出生後に B 型肝炎ワクチンの接種を受けた子。
- ⑥ ロタウイルス感染症の予防接種の対象者においては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな子、先天性消化管障害がある子（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる子。
- ⑦ その他、医師が不適当な状態と判断した子。

③予防接種を受ける際に注意を要する子

お子さんが以下に該当する場合、保護者はかかりつけ医に必ず前もってお子さんを診てもらい、予防接種を受けてよいか判断してもらいましょう。受ける場合には、その医師のところで接種を受けるか、別の医療機関で接種する場合には、かかりつけ医に母子健康手帳や予診票へ接種可能なことを記入してもらってから予防接種を受けるようにしてください。

- ① 心臓病血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患のある子
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた子及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状が出たことがある子
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある子
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている子及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる子
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある子
- ⑥ BCG の予防接種においては、過去に結核患者との長期の接触がある子その他の結核感染の疑いのある子
- ⑦ ロタウイルス感染症の予防接種においては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある子

④予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後、30 分間は接種会場でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応がこの間に起こることがあります。
- ② 接種後生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすらないようにしましょう。
- ④ 当日は激しい運動は避けましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

6 副反応が起こった場合の対応



①通常みられる反応

ワクチンの種類によっても異なりますが、発熱、接種局所の発赤・腫脹（はれ）・硬結（しこり）・発疹などが比較的高い頻度で認められます。通常、数日以内に自然に治るため心配ありません。

②重い副反応

予防接種を受けた後、**接種局所のひどいはれ、高熱、ひきつけなどの症状が出たら、医師の診察を受けてください。**お子さんの症状が予防接種後副反応報告基準に該当する場合は、医師から市へ副反応の報告が行われます。

* 健康被害救済制度 *

予防接種によって、極めてまれ（百万から数百万人に1人程度）に脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることがあります。これを厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付（医療費、障害年金等の給付等）の対象となり、市は被接種者に対し給付を行います。

③紛れ込み反応

予防接種を受けたしばらく後に、何らかの症状が出現した場合、予防接種が原因ではないかと疑われることがあります。しかし、その症状はたまたま同じ時期に発症した他の感染症などが原因であることもあります。これを「紛れ込み反応」といいます。

7 任意接種について

定期接種以外にもこどもたちにとって、大切なワクチンがあります。任意接種の費用は自己負担になりますが、市では下記ワクチンの接種費用の一部助成を行っています。

おたふくかぜ

- **どんな病気？** ムンプスウイルスによって引き起こされる感染症です。
難聴を合併すると、ほとんどの場合聴力は元にもどりません。

- **おたふくかぜワクチン**

- | | |
|---------|--|
| 【接種対象】 | ① 接種日時点で1歳（2歳になる前まで）
② 小学校入学前の1年（3月31日まで） |
| 【助成回数】 | ① ② 各1回 |
| 【助成金額】 | 1回 3,000円 |
| 【助成の方法】 | 医療機関に予約をして予防接種をお受けください。 |

麻しん風しん混合と
同じ時期です

委託医療機関の場合▶ 接種後の支払いの際、申請書を提出し、医療機関の設定額から3,000円を差し引いた残りの金額をお支払いください。

委託医療機関以外の場合▶ 委託医療機関以外で受ける場合は、接種前に保健センターで依頼書の申請手続きが必要です。

※依頼書を持参し、全額をお支払いください。

その後の保健センターでの手続きにより、助成金を払い戻します。

任意接種による健康被害救済制度について

任意接種を受けて、万が一健康被害が起きた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済の対象となります。市が助成を行っているおたふくかぜについては、市で加入している保険により、定期接種とほぼ同額の補償を受けることができるようになっています。藤枝市が指定する医療機関でなくても、接種を受ける前に、保健センターで申請をし、市が発行した依頼書を持って接種する場合は同じ扱いとなります。

※予防接種後の健康被害についての相談は、診察した医師または保健センターへご相談ください。
その他の任意接種は、インフルエンザ、新型コロナウイルスがあります。（全額自己負担）